

令和7年度 後期 ビジネス・キャリア検定試験

企業法務・総務分野

2級 企業法務（取引法務）

試験問題

(25 ページ)

1. 試験時間 110分

2. 注意事項

- (1) 試験問題は、係員の指示があるまで開かないでください。
- (2) 表紙に記載されている試験区分名が、申請している試験区分名と同じか確認してください。申請している試験区分と異なる試験区分を受験した場合は採点できず、不合格となりますので、ご注意ください。なお、試験開始後に申し出られても、試験時間の延長はできません。
- (3) 試験問題は、40題あります。
- (4) 試験問題の配点及び合格基準は、次のとおりです。
(配 点) 問題1～問題40 各2.5点 合計100点
(合格基準) 試験全体として概ね60%以上の正答。
- (5) 関係法令、会計基準、J I S等の各種規格等に基づく出題については、問題文中に断りがある場合を除き、令和7年11月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。
- (6) マークシートにマークする際には、HB又はBの黒鉛筆で、はっきりとマークしてください。それ以外は使用しないでください。なお、訂正する場合は、採点の際にマークシートの誤読の原因となりますので、きれいに消してください。
- (7) 計算等が必要な場合は、問題用紙の余白を使用してください。
- (8) 問題番号及び問題文に従って正解と思われるものを1つだけ選んで間違えないようにマークしてください。
- (9) 試験問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。
- (10) 試験中にトイレへ行きたくなくなった場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。
- (11) 試験終了時刻前に解答が済み、退出する場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。ただし、試験開始後30分間及び終了前10分間は、退出できません。なお、退出する場合は、周りの受験者に配慮して、静かに退出してください。
- (12) 試験終了の合図があったら速やかに筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。
- (13) 試験終了後、マークシートを必ず提出してください。ただし、試験問題は、持ち帰ることができます。なお、マークシートが提出されていない場合は、失格となります。
- (14) カンニング行為（他の受験者の答案等を見ること・他の受験者に答えを教えること・他者から答えを教えること・指定されたもの以外のものを机の上に置くこと等）、替え玉受験、不正行為と疑われるような紛らわしい態度をとる行為、他の受験者の迷惑となる行為、係員の指示に従わない場合などは、不正行為とみなされます。不正行為とみなされた場合は、直ちに退場となり、当該期に受験する試験区分のすべてが失格となります。
- (15) 試験問題の転載、複製などを固く禁じます。

問題文中、次の法令は略称で記載されています。

- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
→ 労働者派遣法
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 → 独禁法
- ・調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約
→ 調停に関するシンガポール条約
- ・外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約 → ニューヨーク条約

問題1 以下の文章は、継続的取引関係の解除に関する判決文の一部である。() 内に当てはまる語句の組合せとして適切なものは、次のうちどれか。

継続的な取引関係に立つ当事者間においては、受注者側がその受注のために相当の(A)等をなしている場合は、注文者側に特段の事由がなければ、相当の(B)を設けるか、又は相当な(C)をなさない限り一方的な取引を中止することは許されないと解するのが、公平の原則ないし(D)の原則に照らし相当である。

- | | | | |
|----------------------------|----------|-----------|----------|
| ア. A : 準備行為 | B : 補償期間 | C : 代替的取引 | D : 信義誠実 |
| イ. A : 金銭的出捐 ^{えん} | B : 予告期間 | C : 損失補償 | D : 過失責任 |
| ウ. A : 準備行為 | B : 予告期間 | C : 代替的取引 | D : 過失責任 |
| エ. A : 金銭的出捐 | B : 予告期間 | C : 損失補償 | D : 信義誠実 |
| オ. A : 準備行為 | B : 補償期間 | C : 損失補償 | D : 信義誠実 |

問題2 以下の<事例>は、甲社が乙社に委託している業務の実施実態である。甲社法務部では、いわゆる偽装請負（労働者派遣法、職業安定法等に抵触する労働者派遣ないし労働者供給事業）に該当しないよう、改善すべき項目を洗い出した。改善すべき項目に該当しないものは、次のうちどれか。

<事例>

甲社が乙社に委託している業務は、人事管理システムの開発業務であるところ、乙社の社員3名（A、B、C）で当該業務を実施している。Aが当該業務の実施責任者であり、B及びCが甲社の人事部のオフィスに常駐し、当該業務を実施している。

- ア. B及びCが甲社の社員と混在した執務スペースで作業しており、具体的な作業場所は、都度、甲社人事部の課長が指示している。
- イ. 甲社人事部の課長が委託業務に関する内容をAに対して直接伝達し、Aは当該伝達内容について管理し、BとCに指示している。
- ウ. 甲社人事部の課長がBに対し残業命令を行っている。
- エ. 甲社人事部の課長が会議の出席要請をBに対して行っている。
- オ. Cが受託業務の実施報告を甲社人事部の課長に対して行っている。

問題3 特許ライセンス契約及びノウハウライセンス契約に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. ノウハウは、特許権と異なり法律で正面から保護されている権利ではないため、ノウハウのみを使用許諾の対象とするライセンス契約を締結することはできない。
- イ. 特許ライセンス契約において、使用許諾の対象となる特許権が存続期間の満了により消滅した場合は、当然に特許ライセンス契約は効力を失い、ライセンサーはライセンシーに対してロイヤリティーの支払を求めることはできなくなる。
- ウ. 特許ライセンス契約により、ライセンサーがライセンシーに使用許諾をしている特許権に基づきライセンシーが新たな発明を創出した場合は、当該新発明はライセンサーの保有する特許権なくしては創作できなかったものなので、ライセンサーのみが当該新発明について特許を受ける権利を有する。
- エ. 使用許諾の対象となる特許権が成立している国においては、ライセンサーが特許権を有しているのであるから、特許ライセンス契約においては、ライセンシーに対して当該特許権が有効であることを表明保証することはライセンサーにとって何らリスクはない。
- オ. 特許ライセンス契約及びノウハウライセンス契約において、ライセンサーがライセンシーに対して請求するロイヤリティーには、一定期間ごとに定額とする場合、当該特許を利用して製造・販売された製品の価格に一定割合を乗じて変動する額とする場合、両者を組み合わせる場合など、様々な取決めをすることができる。

問題4 ソフトウェア使用許諾契約に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 甲社をライセンサー、乙社をライセンシーとするソフトウェア使用許諾契約において、当該ソフトウェアの使用許諾範囲が、乙社の役員・従業員による乙社の社内利用に限られるとの条件が付されていた場合においても、仮に、乙社の従業員が当該ソフトウェアの複製物を契約外の第三者である丙社の従業員に渡し、丙社従業員が当該ソフトウェアを使用していたとしても、甲社は、契約の相手方ではない丙社に対しては契約上の義務違反を追及できないため、甲社としては、丙社内部での当該ソフトウェアの無断利用を阻止する法的手段がないことになる。このような事態に対処するため、近時、ソフトウェアの利用にライセンス・キーの入力を必要とする等の技術的措置が採られることが多い。
- イ. ソフトウェア使用許諾契約は、当事者間の契約であることから、著作権法の規定上、権利者として直接コントロールできない事項、例えばソフトウェアの使用目的やソフトウェアが実行されるハードウェアの種類や場所等についても限定を加えることができる。
- ウ. ソフトウェアの誤動作による損害賠償は、損害額が無制限に拡大するおそれがあるため、ソフトウェア使用許諾契約の保証条項においては、ライセンサーの損害賠償責任額を一定金額に制限することが多い。
- エ. ソフトウェア使用許諾の対象となるソフトウェアが第三者の権利を侵害し、当該ソフトウェアの使用に支障が出た場合、当該ソフトウェアの使用許諾契約に特段の定めがなくても、債務の本旨に従った履行ではないため、当該ソフトウェアのライセンシーはライセンサーに対し債務不履行責任を追及することができる。
- オ. ライセンシーは、ソフトウェアの使用許諾契約で禁じられていない場合においては、ソフトウェアのバックアップコピーを作成することができる。

問題5 フランチャイズ契約に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. コンビニエンスストアのフランチャイズ契約において、フランチャイジーが商品の全量をフランチャイザーから仕入れ購入している場合、フランチャイザーは、フランチャイジーが販売する商品の小売価格の最低金額を設定することが例外的に許される。
- イ. 健康食品販売のフランチャイズ契約において、フランチャイザーが、フランチャイジーによる店舗設置が可能な都道府県を指定することは、原則として独禁法上の不公正な取引方法に該当する。
- ウ. コンビニエンスストアのフランチャイズ契約において、フランチャイザーは、フランチャイジーに対し、第三者がフランチャイジーに供給した商品の販売価格を指示することについては、統一的営業・消費者の選択基準の明示の観点から許され、独禁法上の問題は生じない。
- エ. コンビニエンスストアのフランチャイズ契約において、フランチャイザーがフランチャイジーに対し、過大な売上見込み数値を提示してフランチャイズ契約の締結を勧誘している場合、経済産業大臣は、中小小売商業振興法に基づきフランチャイジーに対して是正を勧告することができる。
- オ. シェア8%、業界第4位の化粧品メーカーが、化粧品販売のフランチャイズ契約において、フランチャイジーが当該化粧品と競合する他社製品を取り扱うことを一切禁止することは、独禁法上の不公正な取引方法に該当する。

問題6 以下の<事例>に基づき、U社がファイナンス・リース契約を締結する場合に、実務上、注意すべき項目として適切なものは、次のうちどれか。

<事例>

U社は工場の設備投資にあたり、機械メーカーS社に機械設備を発注する前提で契約交渉を進めてきた。S社との間で、新規設備の仕様が固まり、契約金額も概ね合意されたが、最終段階で、ファイナンス・リースの形態を使うこととなり、リース会社であるL社が、U社の新規設備導入の契約相手方として登場した。U社が、リース事業協会のリース標準契約書（以下「標準契約書」という。）にて、ファイナンス・リース契約を締結することとなった。

- ア. 物件導入にあたり、リース会社としてL社が登場したので、U社は、S社ではなく、L社と価格交渉など契約交渉を行い発注する。また、物件の所有権についてはU社とL社で協議のうえ合意し、所有権をどちらが持つか契約書で明記しなければならない。
- イ. L社から物件が納入されたとき、U社は物件の検査を行い、「物件借受証（物件受領書）」をS社あてに交付する。これを間違えて、U社がL社あてに「物件借受証（物件受領書）」を交付すると、契約違反となり、契約解除の一因になる。
- ウ. 物件に契約不適合があっても、L社には契約不適合責任はないので、U社はL社に対して請求できない。したがって、U社とS社との間で物件の維持・修繕に関する保守契約を締結すべきである。
- エ. 標準契約書ではリース契約は中途解約が可能である。物件が陳腐化し、使用に耐えなくなった場合においても中途解約できるようにU社の中途解約権を定めておく必要がある。
- オ. 天災地変等不可抗力によって物件が毀損・滅失した場合、L社は物件所有者として損害を被ることになり、危険負担もL社が負うので、U社はL社から損害賠償を求められてもそれに応じる義務はないことに留意しなければならない。

問題7 以下に示す共同研究開発契約書の〈条文例〉に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

〈条文例〉

- | |
|--|
| <p>第1条 本件共同研究開発の過程において発生した成果物に関する特許権（以下「本件特許権」という。）は、甲及び乙の共有とする。</p> <p>第2条 前条による共有持分の割合は、甲乙均等とする。</p> <p>第3条 甲及び乙は、自己業務のために本件特許権を自ら無償で実施することができる。</p> <p>第4条 甲及び乙は、本件特許権を第三者に実施許諾する場合には、当該実施許諾の可否及び許諾条件について相手方と事前に協議し、相手方の同意を得なければならない。</p> <p>第5条 甲及び乙は、相手方の書面による事前同意がない限り、本件特許権に対する自己の持分を他の第三者に譲渡してはならない。</p> |
|--|

〈参考条文〉

特許法

- 第73条 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。
- 2 特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。
 - 3 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない。

- ア. 本件共同研究開発に係る費用を全額甲が負担している場合であっても、契約上は、第1条に示すように、甲乙の共有持分にすることができる。
- イ. 第2条の規定がない場合であっても、民法上、甲乙の持分比率は、均等であると推定される。
- ウ. 第3条の規定がない場合であっても、特許法上、甲及び乙は、共有持分権者として本件特許権を自己の業務のために実施することができる。
- エ. 第4条の規定がない場合には、特許法上、甲及び乙は、共同研究開発の成果物について、相手方の承諾なく第三者に通常実施権を許諾することができる。
- オ. 第5条の規定がない場合であっても、特許法上、甲及び乙は、自己の持分を相手方の承諾なく第三者に譲渡することはできない。

問題 8 業務提携契約に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 業務提携契約とは、資本提携を含む強固な業務提携契約のことを指す。したがって、資本関係を作出しないものは業務提携に含まれない。業務提携契約としては合弁会社の設立が最たる例であり、出資比率を低く抑え経営には基本的に口を出さないものの、提携先企業に出資し当該企業との取引関係の開始又は既存の取引関係を維持、強化するものが挙げられる。
- イ. 業務提携契約の基本原則・目的を定める条項には、業務提携を行うに至った経緯などが記載されるほか、複数の事業者が業務提携をするにあたり、業務提携の推進の根本的な考え方や目的を記載する例が多い。しかしながら直接当事者間の権利関係を記載することはないため、各条項で触れていない事項が当事者間で争点となった場合に、この基本原則・目的を定める条項は、解釈の指針として影響力を持つことはない。
- ウ. 具体的な業務提携の内容に関する条項については、最低限、それぞれの当事者の役割分担、費用負担、打合せの開催頻度程度は定めておかなければ、業務提携契約は締結したものの、実際の業務では各当事者の役割分担の認識のずれや、担当者等の多忙を理由にいたずらに時間だけが経過していくおそれがあるため注意を要する。
- エ. 業務提携によって成果物が見込まれる場合においては、知的財産権・ノウハウに関する条項を設け、事前に知的財産権の帰属や持分について協議し、業務提携契約書に盛り込んでいくことが必要になるケースも多い。一般論としては、個別の知的財産権の創出に寄与分を考慮して当事者間で協議して持分を決めるという内容であれば、十分である。
- オ. 相手方との独占交渉権を確保しておきたいという思惑があることから、競業避止に関する条項を設けようとする考えがあるが、競業避止に関する条項を業務提携契約に盛り込むことは独禁法で禁止されているため、業務提携契約に競業避止義務を定めても無効とされる可能性がある点に注意が必要である。

問題9 自動車用タイヤメーカーA社の社内肩書きを名乗る甲の法律行為の効果がA社に帰属するか否かに関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. A社の「営業部長」甲と、自動車部品販売会社B社の購買部長乙は、A社を売主、B社を買主とするA社製自動車部品1,000点、代金合計1億円の売買契約（以下「本契約」という。）を締結した。しかし、甲は、A社内で5,000万円までの契約締結権限しか付与されていなかった。乙が、甲に当該契約締結権限があると信じていた場合、他の一定の要件を充たせば、本契約の効果は有効にA社に帰属する可能性がある。
- イ. A社の「営業部長」甲と、ゴム素材メーカーC社の営業部長乙は、A社を買主、C社を売主とするC社製タイヤ原材料1,500トンの売買契約（以下「本契約」という。）を締結した。乙は、A社において原材料仕入れの契約締結権限が「購買部長」丙にあることを常日頃の取引から知っており、甲には原材料仕入れの締結権限がないかもしれないと考えていた。実際には、甲はA社内で原材料仕入れの契約締結権限も付与されていた。乙が、甲に当該契約締結権限がないかもしれないと思いながら本契約を締結したのであるから、他の一定の要件を充たさない限り、本契約の効果が有効にA社に帰属しない可能性がある。
- ウ. A社の「執行役員製造事業部長」甲と、不動産会社D社の代表取締役社長乙は、A社を買主、D社を売主とする、愛知県豊橋市に所在する土地約300坪（以下「本件土地」という。）、売買代金1億円の売買契約（以下「本契約」という。）を締結した。本件土地は、A社の出荷前製品を保管する倉庫の建設予定地として想定されており、甲にはA社内において本契約と同種同等の契約締結権限が付与されていた。ところがA社内において、倉庫を豊橋のような地域に設置することについて議論がまとまっておらず、社内決裁はなされていなかった。乙が、甲に本契約締結権限があると信じていた場合、他の一定の要件を充たせば、本契約の効果は有効にA社に帰属する可能性がある。
- エ. A社の「特命担当部長」を名乗る甲と、自動車メーカーE社の購買部長乙は、A社を売主、E社を買主とする、自動車用タイヤ10,000本の売買契約（以下「本契約」という。）を締結した。しかし、実際には甲は、A社とは何の関わりもない詐欺師であり、乙に提示された名刺も偽造されたものであった。乙が、甲に本契約締結権限があると信じていた場合でも、原則として、本契約の効果はA社に帰属しない。
- オ. A社の「宴会部長」を名乗る甲と、飲食店F店の店長乙は、甲の友人30名をサービス受領者、F店をサービス提供者とする、「飲み放題付き忘年会プラン30名分」、代金合計18万円のサービス提供契約（以下「本契約」という。）を締結し、忘年会は無事開催された。しかし、甲はA社の部長ではなく、A社総務部の一従業員に過ぎず、また、忘年会も甲の私的なものであり、乙もそのことを知っていた。この場合、本契約締結の効果はA社には帰属しない。

問題10 以下の＜事例＞に基づいた場合、Aの意見の根拠となる＜事実＞の組合せとして適切なものは、次のうちどれか。

＜事例＞

総合電機メーカーX社（以下「X社」という。）は、新型デジタルカメラ（以下「当該新製品」という。）の発売開始にあたり、家電量販店チェーンY社（以下「Y社」という。）と協議の上、当該新製品の発売開始から2週間、その製品販売促進等の目的で、Y社の複数店舗に、X社宣伝部員を派遣した。

A：「Y社がX社の宣伝部員をY社複数店舗に派遣させた行為は、『優越的地位の濫用』として、独禁法上の不公正な取引方法に該当するか否か慎重に検討するべきである。」

B：「X社は、あくまで任意に宣伝部員を派遣しており、Y社がこれを受け入れたに過ぎないのであれば、Y社の行為は『優越的地位の濫用』とはならず、独禁法上の不公正な取引方法に該当しない。」

＜事実＞

- ①：X社が宣伝部員の派遣費用を負担している。
- ②：X社にとって、消費者ニーズの動向を直接把握できる利益があり、派遣の期間も短い。
- ③：Y社は、家電量販店チェーンの最大手である。
- ④：X社は、当該新製品を自社のインターネット通信販売サイトや大手インターネット通信販売サイトでも販売することとしており、当該新製品の初期出荷数に占めるY社の仕入れ割合は5%にも満たない。
- ⑤：X社が製造する、いわゆる「白物家電」の出荷数に占めるY社の仕入れ割合は30%を超えており、Y社はX社製品の流通先として最大手である。

- ア. ①、②、③
- イ. ①、③、④
- ウ. ②、③、⑤
- エ. ①、④、⑤
- オ. ①、③、⑤

問題11 以下の〈事例〉に基づいた場合、甲又は乙の行為として契約上又は法律上許容されないものは、次のうちどれか。

〈事例〉

職業人を対象に職業能力開発事業や検定試験を実施する法人甲（以下「甲」という。）は、甲が新たに実施する検定試験の実施を効率的かつ円滑に進めるため、オンライン検定をテスト運用することとした。

甲は、オンライン会議システムを開発・販売する法人乙（以下「乙」という。）に、当該オンライン検定を実施するためのシステム開発を発注し、乙は、乙が有するオンライン会議システム（以下「オリジナルシステム」という。）に機能を付加し、オンライン検定システム（以下「本件検定システム」という。）として完成させ、甲に納品した。

甲から乙への発注に際し締結された「システム開発請負契約書」において、知的財産権の帰属については、以下の条項が設けられていた。

乙が甲に納入した成果物に関する知的財産権（著作権法27条及び28条に定める権利を含む）は、甲から乙への対価支払完了をもって、乙から甲に移転する。但し、乙が本契約締結時点で既に保有していた知的財産権を除き、それらについては、乙は甲に対して成果物の使用のために必要な無償の再許諾可能な非独占的使用権を付与する。

なお、乙から甲に納品された本件検定システムに問題はなく、甲は乙に対価を支払済みであるものとする。

- ア. 甲が、本件検定システムを、当初予定以外の検定試験に用いること。
- イ. 乙が、オリジナルシステムに機能を付加し、オンライン婚活システムを完成させ、結婚相談所を運営する丙社に販売すること。
- ウ. 甲が、本件検定システムを、通信教育事業を行う丁社に使用許諾すること。
- エ. 乙が、本件検定システムを、通信教育事業を行う丁社に販売すること。
- オ. 甲が、本件検定システムへのフォーマット変更を甲自身において行うこと。

問題12 契約上の地位の譲渡及び承継に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 売主A、買主Bは甲動産の売買契約を締結していたところ、売主Aが甲動産を用意できなかったことを理由として、別の売主Cに対して上記売買契約上の売主たる地位を移転しようとする場合、買主Bの承諾を要することが原則である。
- イ. 売主A、買主Bが甲動産の売買契約を締結していたところ、売主Aが死亡し、その唯一の子であるDが相続人となった場合、買主Bの承諾がなくても、上記売買契約上の売主たる地位がDに承継される。
- ウ. E社が、F社に対し、自己の販売部門に係る事業を事業譲渡の方法により承継させる場合、当該事業に関して締結されている販売契約上、「事業譲渡時に契約の相手方の事前承諾を要する」旨の定めがなければ、販売契約上の地位を移転することについて、その契約の相手方の承諾を得る必要はない。
- エ. E社が、F社に対し、自己の販売部門に係る事業を吸収分割の方法により承継させる場合、当該事業に関して締結されている販売契約上、「会社分割時に契約の相手方の事前承諾を要する」旨の定めがあったとしても、その契約の相手方の承諾なく販売契約上の地位がF社に承継される。
- オ. E社が、F社に対し、G社との間で締結している売買契約に基づく代金支払請求権の全部を譲渡したとしても、その売買契約上の地位が当然にF社に移転するものではない。

問題13 以下の<事例>に基づいた場合、物上代位に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

<事例>

A社は、経営支援のため仕入先のB社に融資を行い、B社の工場に抵当権を設定し登記も完了していたが、火災により工場が焼失した。この工場ではB社から業務委託を受けたC社が製造業務を行っており、B社は工場に火災保険を付保していた。なおB社は、火災の半年前から融資の返済及びC社への業務委託代金の支払を一部遅滞していた。

- ア. 保険会社からB社に火災保険金が支払われた後であっても、A社は物上代位により火災保険金相当額を差押えることができる。
- イ. 火災の原因がC社にあり、B社がC社に対して損害賠償請求権を有する場合、A社は物上代位により損害賠償請求権を差押えることができる。
- ウ. 物上代位は、抵当権だけでなく質権や先取特権にも認められるが、留置権には認められない。
- エ. C社は、業務委託代金の支払に代えて、B社から火災保険金請求権を譲受け、第三者対抗要件も具備した。この場合であっても物上代位が優先し、A社は火災保険金請求権を差押えることができる。
- オ. C社が火災発生前3ヵ月分の工場の賃料をB社に対して支払っていなかった場合、A社は物上代位によりこの賃料債権を差押えることができる。

問題14 以下の〈事例〉に基づいた場合、根抵当権等に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

〈事例〉

医療機関向けに各種製品を製造販売する甲社は、乙社を販売代理店として指名し、債務者を「乙社」、被担保債権の範囲を「販売代理店契約」として、2022年4月1日付で乙社所有の土地に対する根抵当権の設定登記を完了した。

- ア. 2022年4月1日以前より乙社との販売代理店契約に基づく取引が存在していた場合でも、その取引に基づく売掛債権は本根抵当権により担保されていない。
- イ. 元本確定前に甲社が乙社の承諾を得て、販売代理店契約に基づく売掛債権の一部を第三者に譲渡した場合、譲渡された債権額に応じて根抵当権も当該第三者に一部譲渡される。
- ウ. 本根抵当権の被担保債権の利息や損害金であって元本確定前に発生したものは、極度額の範囲内であっても、最後の2年分を超える部分については本根抵当権によって担保されない。
- エ. 乙社は甲社製品の販売先である医療機関から手形により代金支払を受けており、この手形の割引を度々甲社に依頼し、甲社に対して裏書譲渡し、換金していた。この手形割引に基づく甲社の乙社に対する手形上の遡求債権は、本根抵当権により担保されない。
- オ. 根抵当権の設定登記時点で土地は更地であったが、その後乙社がビルを建設し第三者に賃貸していた場合、甲社が本根抵当権を実行すると当該第三者のために法定地上権が発生する。

問題15 根保証契約の保証人に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 主たる債務に貸金債務が一切含まれていない場合、極度額の定めがなくても個人根保証契約は有効である。
- イ. 契約締結日から5年を経過する日より後の日を元本確定期日に設定する個人根保証契約は、常に無効である。
- ウ. 会社の事業のため継続的に発生する貸金債務についての個人根保証契約は、契約の締結に先立ち保証人になろうとする者の保証意思を表示した公正証書が作成されなければ常に無効となる。
- エ. 法人が根保証人となる根保証契約は、元本確定期日の定めがない場合、個人根保証契約と異なり、契約締結日から5年を経過する日が元本確定期日とみなされる。
- オ. 個人根保証契約は常に書面で作成されなければその効力を生じないが、一方で、個人根保証契約自体が公正証書により作成されなかったために無効となることも一切ない。

問題16 動産譲渡担保に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 動産譲渡担保の対抗要件として動産譲渡の登記制度を利用できるのは、動産譲渡担保権の設定者と動産譲渡担保権者（設定を受ける者）の両者が法人である場合に限られる。
- イ. 動産譲渡担保は、債務者以外の第三者が所有する動産を担保目的物とすることも可能である。
- ウ. 動産譲渡担保の被担保債権の範囲は設定契約で定められ、被担保債権の種類・範囲に動産譲渡担保固有の制限はない。
- エ. 動産譲渡担保の目的物の利用関係は設定契約で定められ、債権者たる動産譲渡担保権者が目的物を利用することも可能ではあるが、動産譲渡担保権の設定者に利用を認めるのが一般的である。
- オ. 動産譲渡担保の被担保債権に不履行があった場合、債権者たる動産譲渡担保権者は、目的物を自ら取得することも、第三者に売却しその代金から債権を回収することもできるが、目的物の価額が債権額を上回る場合は、清算金を動産譲渡担保権の設定者に返還する必要がある。

問題17 以下に示す<事例>に基づいた場合、相殺による回収に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

<事例>

A社はB社に対して100万円の貸金債権があり、反対にB社はA社に対して80万円の売掛債権がある。B社が弁済期を過ぎても支払をしないので、A社はどのように回収するかを検討している。

- ア. A社は、B社の合意がなければ相殺できない。
- イ. A社のB社に対する債権が貸金債権ではなく100万円相当のリース機器の返還請求権である場合、A社は相殺をすることができる。
- ウ. B社のA社に対する債務を、B社の代表取締役Cが保証していた場合において、A社がCに保証債務の支払を請求したときは、CはB社のA社に対する債権の限度で支払を拒むことができる。
- エ. A社のB社に対する債務の弁済期が到来していない場合、その弁済期になるまでA社は相殺できない。
- オ. A社のB社に対する債務をD社が差し押さえた場合、A社は相殺できない。

問題18 以下の〈事例〉に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

〈事例〉

A社はB社に貸金債権300万円を有しているが、B社の経営状況が悪化したので、B社のC社に対する売買代金債権200万円の譲渡を受けることにし、B社はC社に債権譲渡の通知を発送し、その通知はC社に到達した。

一方、同一債権について、B社からD社に債権譲渡した旨の債権譲渡登記が記録された登記事項証明書が、B社からC社に送達された。

さらに、同一債権を目的とし、債権者をE社とする債権差押命令が、C社に送達された。

- ア. B社からA社に対する債権譲渡通知を、A社がB社に代位して、内容証明郵便で発送し、同通知が3月4日C社に到達し、D社に対する債権譲渡登記（3月5日付）の登記事項証明書が3月8日C社に送達され、債権者E社の債権差押命令が3月7日C社に送達された場合、A社の債権はD社、E社の債権に優先する。
- イ. B社からA社に対する債権譲渡通知の内容証明郵便が3月6日C社に到達し、D社に対する債権譲渡登記（3月5日付）の登記事項証明書が3月8日C社に送達され、債権者E社の債権差押命令が3月7日C社に送達されたとしたら、D社の債権はA社、E社の債権に優先する。
- ウ. B社からA社に対する債権譲渡の通知が書留郵便で3月4日にC社に到達し、D社に対する債権譲渡登記（3月5日付）の登記事項証明書が3月8日C社に送達され、債権者E社の債権差押命令が3月7日C社に送達されたとしたら、D社の債権はA社、E社の債権に優先する。
- エ. B社のC社に対する債権が生ずる以前にC社がB社に対し100万円の損害賠償債権を取得していた場合、C社が当該債権を自働債権として相殺の意思表示をすれば、B社のC社に対する債権を取得した債権者は、100万円に限って支払を受けることができる。
- オ. C社が商品の引渡しを受けていない場合、C社はB社のC社に対する売買代金200万円について、当該債権を取得した債権者からの請求を拒否できる。

問題19 即決和解に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 即決和解の申立ては、簡易裁判所に対して行う。
- イ. 即決和解においては、積極的に裁判所が和解をあっせんするわけではないことから、事前に当事者間で和解内容の合意がされていない場合には、効果的ではない。
- ウ. 即決和解は、不動産の引渡しについても適用することができる。
- エ. 即決和解にかかる裁判所手数料は、和解金額に応じて決まることから、和解金額が高額になるほど、かかる手数料は高額になる。
- オ. 即決和解調書は債務名義となることから、これに基づいて強制執行することができる。

問題20 督促手続等に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 内容証明郵便は、郵便局長を差出人として債務者に宛てて送付する督促状である。
- イ. 内容証明郵便の送付から6ヵ月経過するまでに訴訟を提起した場合は時効の更新が生じ得るが、支払督促を申し立てた場合は時効の更新は生じ得ない。
- ウ. 支払督促は、貸金、売掛金、地代、家賃の請求のほか、使用者への貸金の請求も対象となる。
- エ. 支払督促の手続を悪用した架空請求に対して、支払督促を受け取った相手方は、裁判所に証拠を提出すれば支払督促を即時に失効させることができる。
- オ. 仮執行宣言付支払督促は、確定判決と同一の効力があり、執行文の付与を経て強制執行が可能となる。

問題21 以下に示す<事例>に基づいた場合、抵当権実行に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

<事例>

甲社は、乙社所有の不動産に抵当権を設定しているが、債務が履行されなかったため抵当権を実行することにした。

- ア. 目的不動産の所有権が第三者（第三取得者）に移転している場合、抵当権を実行するためには、あらかじめ第三取得者に抵当権を実行する旨を通知する必要がある。
- イ. 目的不動産の第三取得者は、一定の手続を経て抵当権消滅請求をすることができる。
- ウ. 抵当権者に対抗できない賃借権者でも、抵当権の目的建物を使用収益する者が、競売手続の開始前から使用収益していた場合、買受けのときから6ヵ月間明渡しは猶予される。
- エ. 目的不動産に仮登記担保権の登記が設定されている場合、競売手続が開始されると、仮登記担保権者は、仮登記が設定された順位で配当を受けることができる。
- オ. 甲社が乙社所有の土地、建物のうち建物だけに抵当権を設定していた場合、競売の結果、丙が建物を買い受けたとき、その建物に丙のため地上権が設定されたものとみなされる。

問題22 債務者が債務を任意に履行しない場合、債権者は債務名義を取得し、強制執行することができるが、各種債務名義の取得等に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 公正証書も債務名義になり得るが、①金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求であること、及び②強制執行認諾文言を付したものであること、が要件である。
- イ. 貸金請求訴訟で原告が勝訴し、仮執行宣言付判決を取得したが、被告が控訴したため、訴訟が係属中の場合、原告はその判決により、被告の財産に強制執行することはできない。
- ウ. 外国裁判所によって言い渡された判決であっても、債務名義となる場合がある。
- エ. 民事調停が成立した場合、当事者は調停調書を債務名義として、相手方に債務不履行があった場合、強制執行をすることができる。
- オ. 不動産の所有権移転登記手続請求訴訟で原告が勝訴し、当該判決が確定した場合、所有権移転登記については、原告はその判決により、単独で登記を申請することができる。

問題23 A社はB社に対して売買契約に基づく代金支払請求権を保有しているところ、B社が任意に弁済しないことを想定し、B社の保有する各資産への強制執行を検討している。このとき、強制執行に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. B社の保有する不動産の差押えがなされた場合であっても、B社が通常の使用に従う限り、A社はB社による不動産の使用及び収益の禁止を求めることはできない。
- イ. B社の保有する不動産について、既にC社が担保権の実行として競売手続の申立てを行い、その開始決定がされている場合であっても、A社は強制競売の申立てを行うことができる。
- ウ. B社の冷蔵施設で保管中の高級ワインの差押えを行う場合、執行官が占有することが原則であるが、高級ワインの品質劣化を防止する必要性が認められるときは、執行官が相当と認めるか否かにかかわらず、A社自身の裁量に基づき、A社自身の冷蔵施設で占有することができる。
- エ. B社がD社に対して保有する売掛債権について、B社に差押命令が送達された後1週間が経過した場合には、A社はB社のD社に対する売掛債権を直接に取り立てることができる。
- オ. B社がD社に対して保有する売掛債権をA社が差し押さえた場合、A社は、執行裁判所に対し、支払に代えてB社のD社に対する売掛債権を自身に帰属させるように申立てをすることができる。

問題24 仮差押えに関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 金銭債権を被保全権利とする仮差押命令については、担保を立てさせなければ裁判所は保全命令を発令することができない。
- イ. 仮差押えの手續に関する裁判は、口頭弁論を経る必要がある。
- ウ. 仮差押えの必要性は、強制執行が不可能となるおそれがあるときのほか、強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときも認められる。
- エ. 仮差押えに関する管轄裁判所は、仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する裁判所に限られており、本案の管轄裁判所は、当該仮差押えについて管轄権を有しない。
- オ. 特定の目的物について既に仮差押命令を得た債権者は、同一の被保全債権に基づき、異なる目的物に対して更に仮差押命令の申立てをすることができない。

問題25 破産手續に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 破産手續開始の決定が出されると、裁判所は必ず破産管財人を選任する。
- イ. 債務者の生活のために必要な財産等一定の物であっても破産財団を構成し、換価され債権者に分配されることになる。
- ウ. 破産手續開始の申立ては、債務者自身による申立てしか認められていない。
- エ. 破産手續開始の決定を受けた法人は、原則として、新規事業の立上げ等の事業活動を行うことができなくなる。
- オ. 破産手續開始の決定が出されると、個人の債務者は選挙権が行使できなくなる。

問題26 以下に示す<事例>に基づいた場合、B社法務部の新入社員甲から相談を受けた同社法務部員乙の回答として不適切なものは、次のうちどれか。

<事例>

業績低迷により経営難に陥ったA社は、自ら再生手続開始の申立てを行い、再生手続開始の決定を得た。A社はB社、C社及びD社と取引関係があり、各社は再生手続開始時にA社に対して1,000万円の債権を持っていた。

- ア. 甲：A社が再生手続開始の決定を受けたと聞いたのですが、この場合、経営者は退任させられるのですか。それとも引き続き経営できるのでしょうか。
- 乙：いい質問だね。再生手続では、再生手続が開始されてもA社の経営者は経営を続けることができるんだ。
- イ. 甲：そうなんですね。では、我が社が再生前にA社に商品を売っていて、その代金が未払いになっていた場合、我が社は再生手続外で弁済を受けることができるのでしょうか。
- 乙：それはできないね。再生手続開始前の売掛債権は「再生債権」になるから、我が社は再生手続外で弁済を受けることはできず、他の債権者と同様に再生計画による弁済を受けることになるんだ。
- ウ. 甲：なるほど、ところで、C社は、再生手続の申立てがされる前に、既にA社の不動産について強制執行を申し立てていたそうです。この場合、C社はそのまま強制執行を続けられますか。
- 乙：それはできないね。再生手続開始の決定が出されると、強制執行手続は中止されるよ。
- エ. 甲：では、A社は再生計画をどのように作るのでしょうか。裁判所が計画を作ってくれるのですか。
- 乙：いや、裁判所は作ってくれないよ。再生債務者であるA社自身が、裁判所の定める期間内に再生計画案を作成して裁判所に提出しないとイケないんだ。
- オ. 甲：最後なのですが、D社はA社所有の丙不動産に抵当権を設定しているそうです。この場合、再生手続が始まっても、D社は抵当権を行使できるのですか。
- 乙：それはできないね。抵当権も再生手続に拘束されて、抵当権を実行するに際しては、再生計画に従う必要があるよ。

問題27 会社更生法に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 会社更生手続の開始決定がなされた場合、管財人が必ず選任される。
- イ. 更生債権者は、更生会社の保証人に対して、会社更生手続外で債務の履行を請求できる。
- ウ. 会社更生手続は、株式会社及びその他の法人のみが対象となる。
- エ. 更生債権については、会社更生手続開始後は、法律に特別の定めがある場合を除き、会社更生計画の定めるところによらなければ、弁済を受けて更生債権を消滅させることができない。
- オ. 会社更生手続は、債務者及び一定以上の金額の債権を有する債権者だけでなく、株主が申し立てることで開始される場合がある。

問題28 以下の〈事例〉に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

〈事例〉

A社の取引先であるB社は、私的整理によって会社の再建を図ることとなった。

- ア. B社の債権者の数が少なく、債権者から債務の減免を得られる可能性が相当程度見込まれる場合には、私的整理においては裁判所が関与しないことから、早期に会社の再建を図ることができる場合が多い。
- イ. 私的整理を実行するに際しては、B社は自身で行っても弁護士に委任して行ってもよい。
- ウ. 私的整理は、法的整理手続と比べ、費用を低廉に抑えることができる場合が多い。
- エ. 担保権者がいる場合、私的整理の債権者会議の議決によって当該担保権者の合意なく担保権の行使等を制限することはできない。
- オ. 既に債務名義を持っている債権者の1人が私的整理に協力せず、債務者の財産を差し押さえ、債権を回収する行為は、債権者会議での多数決によって否認される場合がある。

問題29 A社が、B社を被告として売買代金支払請求訴訟を提起した場合の記述として適切なものの組合せは、次のうちどれか。

1. B社が、A社との間で売買契約を締結したことを認めた場合、A社はB社に対して売買契約を締結したことの証拠を提出する必要はない。
2. B社が、A社との間で売買契約を締結したことを認めた場合、B社は自由にそれを撤回することができる。
3. A社が、B社に対して有する300万円の売買代金債権のうち、100万円の支払を請求する訴訟を提起した場合、証拠によってA社のB社に対する300万円の売買代金債権の存在が立証されたとしても、裁判所は、B社はA社に対して300万円を支払えという判決を出すことはできない。
4. A社はB社に対して売買契約を締結した動機を訴訟において主張立証しなければならない。
5. B社が、A社との間で売買契約を締結したことを認めたが、既に代金を支払っていると主張してきた場合、A社は代金の支払を受けていないことを証明しなければならない。

- ア. 1、3
イ. 1、4
ウ. 2、4
エ. 2、5
オ. 3、5

問題30 判決に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 事実と理由は、判決書の必要的な記載事項であるが、両者を区別して記載する必要はなく、実際には、争点整理を前提に「事実及び理由」として記載されている。
- イ. 被告が原告の主張を争わず、何らの攻撃防御方法も提出しない場合には、判決書の作成をせず、調書判決によることも認められる。
- ウ. 確定判決では、口頭弁論終結時を基準として既判力が生じることから、それ以降は、口頭弁論終結時以前の事実を主張して争うことはできないのが原則である。
- エ. 判決の既判力は、主文に包含するものに限り生じるのが原則である。
- オ. 特定物の給付請求に対する判決の既判力は、当事者から単に当該特定物の管理を任されているにすぎない管理人には及ばない。

問題31 保全処分に関する記述として不適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. 保全命令手続の管轄は、本案の管轄裁判所又は仮に差し押えるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する裁判所である。
- B. 売買契約の目的物の引渡請求権なども、仮差押えにより保全される債権として申し立てることができる。
- C. 保全命令手続開始の申立てには、当該保全すべき権利に関する本案訴訟を先に提起しておかなければならない。
- D. 安易な保全命令の申立てを防ぐ趣旨から、保全命令の発令にあたっては、原則として、担保を立てさせる取扱いとなっている。
- E. 民事保全の手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないで行うことができ、全て決定の形式でなされる。

- ア. A、B
- イ. B、C
- ウ. B、D
- エ. C、D
- オ. D、E

問題32 以下の<事例>に基づいた場合、文中の①～④の（ ）内に当てはまる語句として、a～hを適切に選択しているものは、次のうちどれか。

<事例>

保全命令の申立てが認容される決定がされた場合、これに不服のある債務者は、その保全命令の取消又は変更を求めて、①（a. 発令裁判所、b. 上級裁判所）に保全異議を申し立てることができる。

保全異議は、保全命令申立ての当否を争う手続であるため、②（c. 保全命令認容決定の送達を受けた日から2週間の不変期間内に申し立てなければならない、d. 保全命令が有効に存在する限り、いつでも申し立てができる）。

保全異議の申立ては、原則として、③（e. 当然に保全命令の執行力を停止させるものではない、f. 当然に保全命令の執行力を停止させるものである）。

また、保全異議の申立ては、④（g. 書面、h. 書面又は口頭）によって行わなければならないとされている。

- ア. ①：a ②：c ③：f ④：g
- イ. ①：a ②：d ③：e ④：g
- ウ. ①：b ②：c ③：e ④：h
- エ. ①：b ②：d ③：e ④：h
- オ. ①：b ②：d ③：f ④：g

問題33 国際契約における準拠法及び紛争解決条項に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 紛争解決条項のない契約は、他の条項を含め、契約全体が無効となる。
- イ. 日本企業が調停に関するシンガポール条約に加盟している国の企業と国際取引契約を締結し、調停による紛争解決に合意した。この場合、調停による国際和解合意・特定和解について、締約国であっても強制執行をすることはできない。
- ウ. 米国企業と紛争解決条項につき仲裁による解決には合意できたが、準拠法の規定には合意できず、準拠法の規定を設けないまま契約が締結された場合、仲裁廷は、当該契約の準拠法を確定することはできない。
- エ. 日本企業がニューヨーク条約に加盟しているイギリスの企業と国際取引契約を締結し、仲裁による紛争解決に合意した。この場合、日本で行われた仲裁判断は、イギリスでは裁判の確定判決と同じ効力を有しないため、強制執行をすることはできない。
- オ. 紛争解決方法として、まず調停によるものとし、当該調停が不成立の場合に仲裁によるものとする旨を定めることも可能である。

問題34 国際紛争解決における仲裁と裁判に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 裁判の場合には、当事者は、職業裁判官等紛争に適任な専門家を選定することができる。
- イ. 仲裁手続の言語は、準拠法条項で定める国の言語に合わせる必要がある。
- ウ. 仲裁手続は非公開で、仲裁判断も常に公開されない。
- エ. 裁判の場合、判決に不服がある場合に上訴が可能であるのに対し、仲裁の場合、仲裁判断に不服があっても裁判のような上訴はなく確定するのが原則である。
- オ. 仲裁手続は、当事者の合意があっても、証拠調べ等の手続を簡略化することはできない。

問題35 Master Sales and Purchase Agreement (以下「MSPA」という。)に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. M S P A という名称の契約書を締結すれば、具体的に契約条項で定めなくても売主は買主の発注に応じる義務を負うことになる。
- イ. 特定の相手方から反復・継続して特定の製品を購入することが想定される場合、共通する条件の大枠を定めたM S P A を締結し、個々の契約は発注書と受注書のやりとりで締結させることも可能である。
- ウ. M S P A の「WITNESSETH」に始まる段落で記載される、いわゆる前文に契約本文に明示的に記載されていない事項の記載があったとしても、契約条項の解釈上の疑義が生じた場合の指針となることはない。
- エ. M S P A の引渡し条件を定める場合、インコタームズで定められている用語を用いれば、インコタームズの版の違いにかかわらず、当該用語の内容に相違や疑義が生じることはない。
- オ. 日本企業Aとシンガポール企業Bが物品のM S P A を締結する場合、契約条項で「国際物品売買契約に関する国際連合条約」(United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods: 以下「C I S G」という。)の適用を明示的に排除しなくても、C I S Gの規定が準拠法に優先適用されることはない。

問題36 国際取引契約の一般条項に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 準拠法の規定は、契約当事者のいずれかが属する国の法律に定める必要があり、例えば、ドイツの会社と日本の会社との契約で米国の州法を準拠法とすることはできない。
- イ. 契約で定めることのできる不可抗力は、人的・国家的原因以外の天変地異などに限られる。
- ウ. 契約書で紛争が生じた場合の紛争解決手段、解決地を定めても、当事者はその内容に拘束されない。
- エ. 契約内容の一部が法律違反等の理由で無効である場合、意思表示全体が無効になることから、契約書の他の条項への影響を避けることはできない。
- オ. 契約書に記載されている内容が当事者の完全な合意内容を表し、それが契約締結前に契約の目的事項に関して存在した当事者の合意、書面、通知に優先し、契約の修正、変更は全て書面によって行わなければならない旨を規定すると、口頭による契約修正は無効になる。

問題37 国際仲裁において、Letter of Intent（以下「LOI」という。）の条項に関する解釈が争われた場合、仲裁廷が最も重視する判断要素は、次のうちどれか。

- ア. LOIがどのような形式（電子署名か直筆の署名か）で締結されたか。
- イ. LOIに「法的拘束力の有無」を明示する条項があるかどうか。
- ウ. LOIが準拠法上「契約」と呼ばれるかどうか。
- エ. LOIの署名時に当事者が弁護士を同席させたかどうか。
- オ. LOIの起案者が弁護士資格を有する者であったかどうか。

問題38 米国の反トラスト法に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 再販売価格維持行為については、長きにわたって「当然違法」の原則が適用されてきたが、その後の米国最高裁判決で、合理性の基準を適用する判断が示された。
- イ. 米国内の消費者や米国企業の外国への輸出機会に重大な影響を与える場合、当該行為が米国外で行われていても、米国の裁判所は米国の反トラスト法に基づき裁判権を有するとされている。
- ウ. リニエンシー制度とは、合併等企業結合の際に、司法省反トラスト局と連邦取引委員会に対する事前の届出を義務付ける制度をいう。
- エ. 非価格的な垂直的取引制限行為は、基本的に当該行為の競争制限効果と競争促進行為とを比較衡量する合理性の原則に基づいて違法性が判断される。
- オ. 米国の反トラスト法においては、違反行為によって損害を被ったと信ずる私人による差止請求訴訟を連邦裁判所に提起することも可能である。

問題39 国際取引と租税に関する記述として不適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 移転価格税制は、海外の関連企業との間の取引において、利益をことさら海外に移転させるなどして、課税所得を海外に移転させることを防止するため、このような海外の関連企業との取引を、通常取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度をいう。
- イ. 租税条約は、国際的二重課税及び二重非課税を防止したり、締結国間の課税権の配分を定める国際間の法的合意である。
- ウ. 日米租税条約においては、一定の手続を踏めば、著作権や特許権等の技術使用料に対する源泉徴収義務はない。
- エ. 日米租税条約においては、一定の手続を踏めば、持株割合50%超の親子会社間配当に対する源泉徴収義務はない。
- オ. 日本の移転価格税制の制度設計及び実施においては、専ら国内課税権の確保が優先され、国際的に認められた方法が踏まえられているわけではない。

問題40 米国及び日本の訴訟制度に関する記述として不適切なものの組合せは、次のうちどれか。

- A. 米国の裁判制度には陪審制度があり、当事者の一方が、陪審による裁判を拒否した場合は、陪審審理の採用が否定される。
- B. 米国の民事陪審制度においては、陪審審理の要求は、当事者により一定の期間内に行われる必要があり、これを欠く場合、陪審審理を受ける権利は放棄されたことになる。
- C. 損害賠償訴訟において、米国では、加害者の不法行為の内容によっては、懲罰的損害賠償が認められているが、日本では認められていない。
- D. 米国における刑事陪審制度の対象事件は、一定の事件に限られる。
- E. 日本の裁判制度においては、米国の裁判制度よりも、広範な証拠開示が求められる。

- ア. A、B
- イ. B、C
- ウ. C、D
- エ. D、E
- オ. E、A